

平成24年 第2回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成24年2月8日(水)
開会 午後3時 閉会 午後4時52分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 小松慶三、文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事
 - (1) 議案第2号 平成24年度「指導の重点」について
 - (2) 議案第3号 平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について
 - (3) 議案第4号 京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について
 - (4) 議案第5号 京丹後市公民館条例の一部改正について
 - (5) 議案第6号 京丹後市立図書館条例の一部改正について
 - (6) 報告第1号 京丹後市史跡整備検討委員会委員について
- 8 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「後援」申請に係る1月期承認について(教育次長)
 - (2) 各課報告
 - <学校教育課>
 - ① 2月学校行事予定について
 - <社会教育課>
 - ① 第22回丹後町少年少女意見発表大会について
 - ② 京丹後市公民館連絡協議会第2回研修会について
 - ③ わくわく理科体験教室について
 - ④ 平成23年度京丹後市スポーツ振興審議会(第3回)について

〈文化財保護課〉

- ① 第40回丹後震災記念展について
- ② 平成23年度冬季企画展示『むかしの暖房・防寒具』について
- ③ 「京丹後史博士育成講座」について

(3) その他

9 会 議 録 別添のとおり (全24頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成24年3月7日

委員長 小松 慶三

署名委員 野木 三司

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 小松慶三

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、野木三司、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄

〔書 記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈小松委員長〉

それでは、ただいまより「平成24年 第2回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。本日は雪の中、大宮に入ってきますと青空が見えたんですけども、大宮の人は「青空かいなあ」と思っているんですけども、不公平がないように思いますが、本当に、水野委員のご退任というなか、新たに就任をしていただきまして嬉しく思っております。一緒になって丹後の教育の発展のために、今から野木さんとともに進めていければなと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私の方からご報告させていただきます。1月11日の前回の教育委員会定例会ののち、特に大きなあれはありませんでしたけれども、1月17日の方は地教連を欠席させていただきました。また、1月25日の小・中学校長会研修会でございますけれども、都合により欠席させていただきました。そして、1月30日京丹後市議会がありました。野木委員の就任についての説明ということでございました。臨時会会議が行われまして、出席させていただきました。そういったところでございます。

それでは、次に米田教育長から、第1回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願ひ致します。

〈米田教育長〉

動静に入りますまでに、ちょっと色々ありましたのでお知らせもしておきたいと思ひます。まず、森委員さんにおかれましては、無事退院おめでとうございます。心持ち細くなられたかなと思ひますが、元気なときには気づかない健康のありがたさというのを今人一倍噛み締めておられると思ひます。お互い健康には留意したいと思ひます。それから、本年2回目の教育委員会会議ですが、3ヶ月ブランクになっておりました委員さんですけども、野木三司さんが1月30日付けで任命されたということで、久々に全員そろっての委員会ということになります。学校再配置とか幼保の一元化、また、教育改革構想の具体化、公民館の編成など色々課題を抱えての24年のスタートとなりましたけれども、5人が知恵を出し合いチームワークよく、見通しを持った仕事ができるように、私も教育委員会で決定しました事務の執行については、全力を持って対応していきたくと思ひます。本日からどうぞよろしくお願ひします。

では、まずお知らせしないといけないことがたくさんありまして、時間をいただきますが、1つは昨日の新聞でご覧になった方もおられると思ひますけれども、間人中学校で火災、結果的には火災ではなかったんですけども、ゴミ箱が燃えるという事故が起きました。

これは、2月6日の夜9時半頃に、鍵が掛けてある理科室のゴミ箱が燃えたということで火災報知機が鳴って、たまたま残業していた教員が消火器で消したと。それで、9時頃見回ったときには何ともなかったけれども、9時半頃に出火したということがありました。警察も消防も来て色々調べましたけれども、火災としては、ちょっと事が大きく、「燃焼事故」として判断するということでした。間人中学校については、ゴミ箱の管理とか十分にするように話しておりましたら、あくる日全校集会をもってやるということでしたが、今日放送が入って、ご存知の方があられるかもしれませんが、再び今度は3年2組の教室で、ストーブの周りがあるゴミ箱が燃えたということがありました。これも、きちっとした消火器の消火等で事なきを得たわけですけれども、連続で火災が起きたということに私たちが危機感を持っております。これについても、現場検証が済みまして、ストーブのコンセントかコードが劣化していて、そういうことに繋がったんだろうという検証の結果であって、事件性はないということなんで、これもそういう意味では安心しているんですが、2つあったということに深刻に受け止めて今後どう対応するかということについて早急に考えたいと思っております。

それから、大雪警報で1月に入りましてから、幼・小・中学校延べ4日にわたり休校になりました。特に中学3年生は、入試を前にして回復措置等に苦労しているようですが、今ほとんどの学校が7時間授業をする等しながら回復に努力をしております。ちなみに今週の金曜日は、私立高等学校の入試です。315名ほど、京都市も含めて受験します。中3が664名ですので、47%の生徒が専願、併願含めて受験をするということを予定しております。公立高校は、3月6日が試験日ということになります。

それから、インフルエンザが流行しております。1月16日に新山小学校の学級閉鎖をきっかけに、述べ31校園閉鎖をいたしました。1校園の学級がということですが。罹災しましたものが171名、それから風邪で休んだという者が235名ですから、風邪気味、インフルエンザ合計470名ほどがかかっているということになります。町別に見てみますと、なんと弥栄町の小・中学校だけがまだ1校も1学級も入っておりません。それから、ありがたいことに中3が入っていないということで、一気に試験の当日ぐらいになってから流行らないようにということをお変校長も皆気にしております。本日は、峰山中学校の1年生の4学級、2年生の1学級、丹後幼稚園の5歳児のクラスが閉鎖をしております。

それでは、動静について報告いたします。時間を取りましたので簡単にいきます。

「平成24年1月4日～2月7日動静表」朗読説明

<小松委員長>

ありがとうございました。間人中学校の事故につきましては、何とか再発の防止に努めていただきたいと思いますと思いますが、ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。第1回の署名委員は森委員です。会議録については、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいですか。

<全委員>

異議なし。

〈小松委員長〉

原案どおり承認いたします。

〈小松委員長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈小松委員長〉

議案第2号「平成24年度指導の重点について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

議案第2号について提案をさせていただきます。

毎年、市内の幼・小・中学校の教育推進の指針「指導の重点」を作成して、校園長会議で説明をし、京丹後市の教育の推進の指針としております。来年度、平成24年度の指導の重点を作成いたしました。柱と言いますか、基本は多く変わっておりませんが、来年度、特にポイントを置きたい3点を追加しております。1点目は、小中一貫教育を柱とした教育改革構想を具現化する方向性を強調いたしました。2点目は、来年度から管理部門が一元化になる保育所を含めまして、0歳児から中学校卒業までを視野に入れて、連続性・持続性のある保育・教育の視点を踏まえまして。3点目は、東日本大震災の教訓を踏まえて、防災教育の重要性を強調いたしました。京丹後市教育委員会事務委任規則2条第1項の規定、教育行政の運営に関する一般方針を定めること、これによりまして、教育委員会の議決を必要とするものです。よろしくご審議ください。

説明につきましては、総括指導主事の方からよろしくお願いします。

〈後藤総括指導主事〉

先ほど教育長の方からありましたように、特に小中一貫教育の課題について再度具現化するというところで、ここはかなりウエイトを置いております。それから、先ほどもありましたけれども、保育所が教育委員会の所管になるということで、就学前から連続的な教育ということで、この中に盛り込まれています。それから、防災教育。まず、この対照表を参考にしていただきまして、これを見ていただきましたら23年度が今年度の指導の重点で、そこを見ていただきますと、目次が非常に変わっております。本教育委員会の竹本理事の方が、23年度、非常に京丹後市の課題を回復させるために、9年間を見通した学校教育をどうしていくかということで説明も書いてあったらと思いますけれども、4・3・2の期間でいくということで、特に中1、それから幼稚園、保育所から小学校に行くときに、ここに段差があるということで、それを取り払って、特に中1になると、不登校が多くなったり、問題事象が多くなったりする部分が、ずっと研修の中で担当の方が言っていましたけれども、2年ほどで早く体も大きくなっていくし、子どもの心も成長しているということで、充実期として小5・6・中1年生を1つの枠にしたらい。そういうなかで、今年の京丹後市の指導の重点は目次が非常に昨年度と変わっておりますけれども、今年度はまず、京丹後市の目指す子ども像、それから京丹後市の学校教育改革になってお

りますけれども、学校教育改革を訂正したいと思います。学校教育でいきたいと思ひます。それから、「はじめに」が同じくありまして、次に修学前から義務教育9年間を見通し、「生きる力」をはぐくむ教育の推進、それから人間形成の基礎を培う就学前教育という形を新しく入れさせてもらいました。それから後は、同じような項目でいっております。

「はじめに」の部分なんですけれども、対照表とそれから今日配らせていただいておりますのを見ていただきましたら分かるんですけれども、まず、京丹後市の目指す子ども像を付けております。各校長の方から24年度の指導の重点を作るには、どんなことが必要かということで、まず校長先生の意見も、きちっとした目指す子ども像を入れてほしいということでありましたので、それをまず「未来に将来に夢と希望をもって生き生きと学ぶことのできる子ども」というふうに切り抜きまして、あと3点、知・徳・体の部分で決めさせてもらいました。それから右の方には、京丹後市の学校教育ということで、京都府教育振興プランと対比させながら、京丹後市の目指す子ども像はこうなんだというふうに出しております。さらには、今京丹後市の教育プランの各、先ほど言いました、就学前と各学年でどんなことをしていけないといけないかということで、教育長の方からパッと一目で分かるプランを作れということで、これをさらに具現化に向けて今作成中であるところです。それから、下の方には学校教育改革構想に基づいて子どもたちをどうしていくかという辺りがそこで示されております。そこで、「はじめに」なんですけれども、特に対照表を見ていただきましたら、前段の部分は同じなんですけれども、先ほど教育長の方も言いましたように、一貫教育の部分を実ん中の辺りに刷り込みました。書き足した部分が青なんですけれども、見にくくなって分からないようになっておりますけれども、「本市では」というところが、かなりここから変わっているということであります。当然、先ほどの目指す子ども像の部分をごこに入れております。子どもたちの育ちと指導の一貫性を目指してということで、就学前から中学校卒業まで一貫した教育を目指すようなことを思っております。それから、将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子どもと設定しております。それから、保育所が教育委員会に入りますので、その部分もここに入れてもらっています。それから、次でありますけれども、就学前から義務教育9年間を通して、生きる力をはぐくむ教育につきましては、先ほどもありましたように、再配置計画、小中一貫の目標に照らしてどうしていくかということで、特に教育改革の推進ということでここに全体の部分を書かせてもらっております。特に、下の方の、全体の下の方にありますように、そのために各学校でどうしていくかということで、教育活動全体に校種間連携の視点を活かして、その一貫性と系統性を一層高めるとということで、幼児児童生徒及び教職員が互いに学び合う、小中一貫教育の研修がありましたけれども、学校教育の中、それから地域では社会教育や地域との横の連携ということをごこで謳っております。それから、具体的にはちょっと見にくいですが、1番から10番まで書いております。特に、一貫教育9年間で見えていくということで、一貫教育をさらに進めるようにということで、対照表の4ページの所と指導の重点の5ページにありますけれども、本年度の取組の重点ということで、具体的に24年度、中学校区を単位とした連携組織の検討、京丹後市の目指す子ども像がありますので、中学校区でそれに基づいてどういう生徒にしていくために、じゃあ小学校ではどうしていくのかという連続性をここですったん検討し、それから、中学校区の「目指す子ども像」の設定に向けた教育課題の整理、中学校区を単位とした連携プランの研究・作成、連絡会議や合同研修等の保幼小連携、小中連携、小小連携、小小連携というのは、再配置が24年度は、島津小と三津小でありますけど、さらに25年度になる

と、たくさんのところが出てきますので、その互いの中学校に行く時に共通に認識というのか、同じような取組をして、小小連携の充実のなかで具体的な重点をここで出しております。

それから、「特色ある学校づくり」をここに持ってきました。学校教育改革の推進の中に持ってきております。特に、前段の部分で最初の部分が新しく入れております。ここにも幼児が入っているのは、保育所・幼稚園の両方を意識して入れております。9年間を一体的に捉えて一貫性のある教育を推進するというので、特に、先ほどもありましたけれども、小中一貫教育を構想した特色ある学校づくりに取り組むというふうにここに新しく文を入れてあります。あと、少し文言等で入れさせてもらっています。それから具体的には、今年度4番があったのを1番目に、先ほどの連携との関係で1番にそれを取り上げております。保育所・幼稚園から小学校、中学校へと連続した指導が可能となるよう、各中学校区で連携組織の検討・立ち上げを行う。目指す子ども像や指導目標を設定し、一貫した教育推進計画を作成する。モデル校の実践からも学び、目標の具現化に向けて実践を推進する。モデル校というのは、小中一貫モデル校、本市で検討して来年度から予算をつけていただくということで、今募集しているところでもありますけれども、ほぼ希望のところは出ております。そこがまた、推進的な取組をしてさらに、25年度からは各地区、各学校とも小中連携を一層進めていくということになりますので、その先進的な役割を果たしてもらうということになります。

それから、次これも新しく幼稚園・保育所の方ですけれども、「人間形成の基礎を培う就学前教育の推進」ということで新しく入れております。それと見にくいですが、就学前教育の部分と幼稚園教育、幼稚園教育につきましては、前にあった基礎基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進の中であったんですけれども、これを幼稚園の方を今年度につきましては、就学前教育の方に入れております。ということで、幼稚園につきましても、先ほどのこととさらに具体的にここに書かせてもらっております。

次に、「基礎基本の徹底による学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進」になりますけれども、この所も前段の部分で下の方に中学校区の児童・生徒の学力課題を把握し、焦点化した取組を進めるとともに、9年間を見通した教科指導のカリキュラムの作成に着手するというので、さらに今年度から来年度さらに進めようということでもあります。それから、中学校の方も来年度から新しい新学習指導要領の実施の年になりますので、そのことも小学校の先生も研究していただきながら、小中連携できるようにということでもあります。それから、学習指導の4番5番6番ですけれども、この辺りが新しく変えました。4番の部分では、学習指導要領にあります思考力・判断力・表現力の育成の部分で力を入れております。それから、5番目につきましては、学力診断テスト等の結果を分析してさらに課題を明確にして、教育課程を見直すことと指導方法の工夫改善を図ることをここで考えております。それから、6番目に先ほどのことと一貫してありますけれども、中学校区において授業の交流・授業研究を行い、小中学校における指導内容を互いに認識するとともに、重点課題を設定し共通のねらいのもとに授業づくりに取り組む。小学校から中学校へのカリキュラムの移行を考え、一貫したカリキュラムづくりに勤める。また、「小中一貫教育モデル校」の取組や「授業実践力開発講座」等の研修の成果からも、さっきとダブっておりますけれども、積極的に学ぶというふうなことの部分が新しく入っております。それから、進路指導につきましては、昨年度と同じです。それから、特別支援教育についま

しても、多少文言の整理をしておりますけれども、(4)の部分で、「すべての学校・園において、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育計画の充実を図るとともに」という文言を入れております。7番目は新しく入れました。「特別支援教育について、保護者や地域社会の理解と認識を深めるため啓発に努める。」というふうに新しく入れました。それから、へき地教育ですけれども、へき地教育につきましては先ほども言いましたけれども、今へき地が湊小学校、野間小学校、宇川小学校等がありますので、そことあと宇川中学校もそうですけれども、2番目は新しく入れました。学校の緊急な教育課題、再配置になりますので、教育課題についてという辺りで出しております。それから、特に少人数ということもありますので、教育課題ということで創意ある教育活動を進める。コミュニケーション能力とか発表力を進めるということで2番を新しく入れました。

道徳教育ですけれども、文言の整理をさせていただいて簡略化しました。長々となった文を要約してここに整理させていただきました。それから、人権教育ですけれども、人権教育につきましては、(4)の部分が少し文言の整理をしております。それから、6番目に特にインターネットによる人権侵害がありますので、新たな人権侵害ということで、ここに的確に対応するようというところで掲載してもらっております。それから、生徒指導も規範意識の恒常性ということもありますけれども、この中で今年度と同じ部分で入れております。それから、特に不登校、先ほどの小中一貫をしていくと、不登校の生徒も少なくなるということで、そういう部分で一貫の連携の部分で推進いきたいと思っておりますけれども、文言の整理で終わっております。それから、芸術文化活動についても、文言の整理と、特に今年度国民文化祭があったんですけれども、その成果を活かしてという部分を付け加えさせていただいています。それから、体育・スポーツ活動はそのままです。それから、健康安全教育ですけれども、その部分につきましては、前段の部分で「安全教育については家庭や地域、関係諸機関と連携し、非常災害時における対応策も視野に入れるなど、教育活動全体を通じて健康安全教育を組織的・計画的に進める」ということであります。特に身の回りの部分で、交通事故とか自然災害に関する防災について考えていくということであります。そういうことが、具体的には2番目に書いてあります。3番目は、食生活のことにに関して食育教育という部分で、さらに「まるごと京丹後」ということで丹後の食材を使って郷土に関心を持たせるということですのでけれども、その部分を3番目に入れております。4番5番も文言を整理させていただいております。

それから、国際理解につきましては、文言を省いた部分があります。それから、環境教育も文言の整理をさせてもらっています。循環型社会の構築に向けて環境教育の推進としております。それから、情報教育ですけれども、ここの部分の前段の部分を入れております。特に情報モラルのことについて、きちっと教えていかなければならないし、教職員も勉強しないといけない、研修していかなければついていけないということで、そのことを謳っております。

それから、危機管理の徹底につきましては、昨年度と同じでありますし、教職員の資質能力の向上につきましてもこれぐらいです。それから、教職員研修につきましては、(4)は新しく付け足しております。「学校再配置や学校教育改革など京丹後市の教育課題に対する理解を深めるとともに、学校間・校種間が協同し小中一貫教育などを見据えた研修に努める。」というふうにしております。24年度指導の重点を決定させていただきたいと思っております。以上です。

<安達社会教育課長>

それでは、平成24年度の社会教育指導の重点につきまして説明させていただきます。社会教育指導の重点につきましては、平成24年度の指導の重点の中の22ページから記載をされておりますが、まず最初に21ページの社会教育指導の重点の目次がありますので、ご覧いただきたいと思っております。重点目標としましては、平成23年度と同様でございますけれども、生涯学習社会の実現、人権教育の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、文化・スポーツの振興、そして社会教育指導体制の充実という5つの項目を掲げています。基本的な考え方でありまして、市民の共通課題でありますとか、現代的課題への系統的な学習活動を推進することとしまして、平成23年度の指導の重点の進捗状況でありますとか課題を踏まえて作成をしております。平成24年度におきましては、社会教育を推進する基本に係る大きな変更は行っておりません。中身の方を説明させていただきますけれども、23年度と変わっておりますのは3点でございます。そしたら、22ページを見ていただきまして、最初に「はじめ」の部分につきまして、説明させていただきます。内容としましては、社会教育の目的として、郷土に誇りを持ち、人間性にあふれた心身ともに健全な市民の育成を掲げております。また、急速に変化する社会への適応能力が求められる中で、社会教育の果たすべき役割は重要であり、市民の共通課題や現代的課題への系統的な学習活動を一層推進することを基本目標として、5項目を設置し、本年度の推進の重点とするということとあります。

23ページの一つ目でございますけれども、生涯学習社会の実現でございます。これの一つ目の生涯学習推進体制の整備でございますけれども、これにつきましては、豊かな生活を送るため、あらゆる機会や場所で自らの生活課題について学ぶことができる学習環境の整備、充実に努めることとし、4項目を掲げております。内容的には、生涯学習を効果的に進めるための学校教育、行政機関、各種団体との連携、市民の学習ニーズの把握、具体的な学習プログラムの開発とネットワーク化を図り、自発的な学習ボランティアの確保に努めることとしております。

二つ目の現代的課題に関する学習活動の内容でございますけれども、自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解に関する学習活動の推進、環境保全活動支援や地域の自然資源等を活用した学習など、(1)から(6)に掲げる様々な現代的課題に関する学習機会の提供に努めることとしております。

24ページでございますけれども、3の地域を創る公民館活動の推進でございます。公民館は、市民の身近な学習や交流の場であり、地域活動の拠点としてその機能を十分に発揮できるように積極的に支援することとしまして、7つの項目を掲げております。内容的には、地域公民館6館と地区公民館59館のうち、分館が14館ございますけれども、この連携を図り、市民の学習機会の提供に努めるとともに、自意識や地域連帯を高めるため交流活動を推進します。また、公民館職員等の研修を図るとともに、各種団体やサークルの育成を図り、市民の自主的かつ継続的な学習活動を支援します。さらに、効果的な公民館活動を推進するため、地域公民館の実態に即した公民館の運営体制を整備することし、京丹後市社会教育委員会の方針を一昨年作成しました、京丹後市公民館再配置計画案に基づき、効果的な公民館体制を整備をしたいというふうに考えております。

4番の生涯学習を進める図書館活動の推進のところでございます。これにつきましては、市民の図書館利用の促進と図書館機能の充実を図ることとし、資料の充実とサービスの向上、子どもの読書活動推進など5項目を掲げ、図書館を利用した子どもや大人のための読

み聞かせや、各種団体の協力を得てお楽しみ会また、保育所、幼稚園、学校などからの依頼に基づき、読み聞かせなどを行います。

5番の社会教育施設・設備の総合的な活用のごとでございます。これにつきましては、地域公民館や大宮ふれあい工房、これは染色とか陶芸でございます。それから、峰山いさなご工房などの社会教育施設の設備・機能の充実と利用促進に努めるとともに、継続的な事業を実施をします、また、網野教育会館、たちばな会館利用促進及び、適切な維持管理に努めることとしております。

次に、二つ目の人権教育の推進のごとでございます。人権問題につきましては、国民的な課題であることを踏まえ、あらゆる人権問題の解決に向け、人権に関する正しい理解と認識を高める活動を推進することとし、関係機関と連携しながら、学校・家庭・地域・職域など、身近な場での学習機会の充実に努めることとしております。

次に、26ページでございますけれども、家庭・地域社会の教育力の向上のごとでございます。一つ目の子どもの成長を支える家庭教育の振興のごとでございますけれども、子どもの発達段階に即した効果的な学習機会の提供に努めることにより、家庭の教育力を高め、家庭教育の総合的な振興を図ることとし、子育ての不安や悩みへの対応、親子のふれあいを大切にした活動推進、学習機会の拡充と子どもを守り育てる地域活動の促進、そして、子どもの成長を支える子育て支援など関係団体を支援し、組織の育成を図ることとしております。ここの部分でございますけれども、ここが23年度と変わっておりまして、地域活動の強化というところがありますけれども、子どもの成長を支える家庭教育の(3)のごとでございます。この一番最後のところに、子どもを守り地域活動を促進するとなっておりますけれども、23年度につきましては、「促進」が「強化」になっておりましたけれども、この部分を「促進」に変えるというのが変更でございます。各家庭・地域社会・学校の連携を強化し、地域活動を促進するというふうにつなげるということでございます。それから次でございますけれども、27ページの2でございます。青少年の育成と地域活動の推進のごとでございます。変更につきましては、学校教育との連携を強化し、社会参加を促す活動を推進することとし、交流機会の拡充、協調性と行動力の育成、家庭・地域社会・学校・行政などと連携・協力し、青少年の健全育成と安心・安全な地域づくりの推進をします。また、青年層の地域活動への参加・参画を促進します。ということでございます。

次は3番でございますが、地域の教育力を高める成人教育の充実のごとでございます。これにつきましては、生活の向上と地域活動への参画を促進するため、市民の生活課題、地域課題に即した学習活動を推進することとし、各地域公民館で地域住民のニーズに対応した趣味や教養講座などの各種教室や高齢者大学などに取り組みます。また、地域リーダーの育成や市民の学習成果を学校等における教育活動へ活用する機会を提供しますというところがございます。

次に、28ページでございます。文化・スポーツの振興というところがございます。これにつきましては、生きがいや健康づくり、そして豊かな生活を送るための重要な要素であり、3項目を掲げております。最初に一つ目の文化活動の推進でございますけれども、優れた文化芸術等に親しむ機会の拡充と文化活動の情報提供に努め、文化団体等の活動を支援することとしております。23年度につきましては、この後に「また」という文言がありまして、「また、京都国民文化祭での参加を契機として、市民が優れた文化に親しむための情報を提供するとともに、気軽に文化活動に取り組む気運を高める」という文言がご

ございましたけれども、京都の国民文化祭が終わったということでこの文言については、削除させてもらっています。しかしながら、文化活動というものは推進していくというあたりで、小町ろまん短歌大会につきましても、定期的に24年度も引き続き全国公募というあたりで開催したというふうに思っております。

二つ目の文化財の保護と活用でございますけれども、それにつきましては、郷土の歴史・文化を後世に伝えるため、文化財の資料整備や調査活動を行うとともに、市民が文化財にふれあう機会の提供に努め、文化愛護の心や郷土愛を育む取り組み及び啓発事業を進めることとし、9項目について掲げております。

それから、次でございますが、29ページの3.生涯スポーツの推進のところでございます。これにつきましては、スポーツが競技力向上や健康維持、趣味など取り組む目的や人それぞれ異なりますけれども、生きがいを持ち、心豊かで潤いのある日常生活を送るために必要な要素であり、京丹後市スポーツ振興計画に基づき、7項目に掲げた内容について取り組みをします。この文でまた変更がございます。生涯スポーツの推進の一番最初のところでございますけれども、「京丹後市スポーツ推進計画」となっておりますが、23年度につきましては、「京丹後市スポーツ振興計画」でございました。これにつきましては、スポーツ振興法が全面改正になりまして、スポーツ基本法となりました。この改正に基づきまして、この部分を「振興」から「推進」に変えさせていただいております。

それから、最後でございます。30ページでございますけれども、社会教育指導体制の充実でございます。これにつきましては、社会教育を効果的に推進するため、社会教育委員それから体育指導委員や公民館長それから公民館主事、社会教育指導員などの社会教育関係職員の研修やこういう機会の拡充に努め、社会教育指導者の資質の向上を図るものでございます。以上、23年度と変わったところにつきましては、3点ばかりでございますが、市全域につきまして社会教育というものを広めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

<小松委員長>

ありがとうございました。学校教育指導ならびに社会教育指導の重点ということでご説明いただいたわけですが、まず学校教育指導の重点についてのご質問等を受けたいと思います。その後、社会教育指導の重点についてご質問をさせていただくという形でいきたいと思います。まず、学校教育指導の重点につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

毎年、指導の重点が示されて、24年度につきましては、再配置が徐々に進んでいくなかで、それを踏まえて再配置ならびに一貫教育ということを念頭に入れた重点計画が出されていますけれども、拝見いたしましてすごく感じております。進んでいっているんだなあ、進んでいくんだなあということがよく指導の重点に現れているというふうに思って拝見させていただきました。そのなかで、この24年度にじゃあどこまでいくのかというのは、1つに、中学校区を単位とした連携組織の検討、それから中学校区の「目指す子ども像」設定に向けた教育課題の整理、中学校区を単位とした連携プランの研究・作成、連絡会議や合同研修等の保幼小連携、小中連携、小小連携の充実という本年度の取り組みの重点ということで枠の中に書いてございます。これを見させていただきますと、24年度に

おきましては、検討であり整理であり、研究であり、その研究を作成という、そこが今年まだ、実際にこうやっていくんだというところまでは至らないというふうに拝見させていただきまして、これも致し方のないことだと思います。ぜひ頑張ってくださいまして、少しでも確実に進んでいただきますようによろしくお願ひしたいと思っております。できますのであれば、こういうふうな連携、組織が立ち上がっているということは私たちにもよく分かりますように、その都度に報告いただきまして具体的にこうやって取り組んでいくんだということを感じていきたいというふうに思っております。特に、まだ検討、整理、研究の段階ですので、どうなるという形になるとは分かりませんが、こういったことをテストをしてその結果を返していくんだというような具体的な実例を、把握できることで展望なり、夢なり、期待が持てるというように思いますので、ぜひそこまでひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

〈小松委員長〉

他にございませんか。

〈小松委員長〉

今年度、先ほど文珠委員が言われましたけれども、今年度の取り組みの重点ということが、やはり一番大事かなというふうに思います。と同時に、特色ある学校づくりの中の一歩目に、先ほど文珠委員が言われましたように、検討・作成というところでございますけれども、一貫した教育推進計画を作成すると、これについての具体性は、どういう形でどういうふうに、一般の住民の方にとっては、やっぱり形のあるものが一番目につきます。それは、今後の進み方に対する期待を与えるということになりますので、その点について、どういうふうな思いがあたりであれば、ちょっとご説明いただければと思います。

〈後藤総括指導主事〉

一応25年につきましても、各中学校区できちっとしたプランができるようにはしているんですけども、その段階で今のところは研究ということになっているんですけども、実は今年度の各中学校区、または試験を受けておりますので宇川小中学校、具体的にはかなり原型の部分は進んでいるんです。それから、網野中学校区からこの間、研修をしております。そこで、まず教員のほうがきちっと勉強して、この小中一貫についての理解を深めている。今日もまた、うちの竹本教育理事のほうは、弥栄の教職員の研修に行っているんですけども、その中で、この京丹後市の取り組みにつきましても、行政の方からこうしろというのではなしに、校長会がこうだからこういう指針を出すんですけども、そうになったらそのことについて研修をさせてほしいので、うちの担当のほうは、竹本教育理事が行っていますし、色々しているということでもあります。それから、久美浜のほうでも、小・中学校の各先生が集まって各学校の取り組みを出したりということが少しずつ各中学校区で進んではきているということで、またそういう案内につきましても、委員さん方にちょっとお知らせさせていただいて、またご都合がいたら見ていただくのも理解を深めてもらうことになるのかなと思っています。具体的なのをこっちに資料を持ってきていませんので、過日教育指導主事会議のほうで、竹本の方から25年度に向けての具体的な部分での提案があったんですけども、ちょっとここに持ち合わせていないので申し訳ないんですが。

<山根学校教育課長>

補足をさせていただきます。現在、ご承知のとおり学校改革構想が中間案でございます。まず、24年度中に改革構想の成文化したいと思っています。そのためには、これまでに設置をいたしました協議会等専門部会で、より具体的な内容を検討していただいております。その検討していただいた内容を受けまして、ぜひ市民の方からもご意見をお伺いしたいということで、パブリックコメント等を念頭に置きながら整理をさせていただいているところです。それが整理できますと、ここに書いております具体的な教育推進計画、年度を追って計画を立てていくと思っておりますけれども、それに着手をし、24年度中の策定を目指したいというような計画をしております。

<米田教育長>

まず、課長が言ってくれましたけれども、小中一貫教育推進協議会というのを立ち上げました。すでに、2回ほど会議をもったんですが、このメンバーに京都教育大学の副学長さん、高乗先生というのは東京の方の三鷹市とか広島などいろんな所で小中一貫教育について、指導助言をしてもらっている方です。ぜひうちにも来てほしいということで、依頼していただきまして、今その検討をしています。そして、今課長が言いましたように、24年度中には成文化する方向で進めております。ですから、今ではまだこういうような方向でということ検中という言葉が多いということです。それから、一貫教育の連続性云々というのは、具体的にはという書き方を特色ある学校づくりのところの質問ですけども、教育委員会の指導の重点の2ページをちょっと見てもらったらと思いますが、この図式のところがあると思います。ここで、今はぐくみたい力として、「展望する力」「つながる力」「挑戦する力」という3つを入れております。これに、京丹後市の独特のやつを付け加えなのかもしれないけれど、この知徳体、これが一番中心になるものであるということで、この3つの柱の中身に、右側を書いてあります言葉が入るわけです。そしてこれを0歳児から中3までどういうふうにしていくかということを一覧表にしたいと思っています。例えば、0歳児でいう展望する力といたら、どういうことをしてやるのがそれになるのか、中3ではどうなるのか、そして0歳児から中3までの流れがわかるということになります。ということで、これを各年代、各学年ごとにしていくような表も作っていきたいというふうに指導主事の方で気張って検討をしています。それから、来年は保育所・幼稚園担当の指導主事も配置しながら、専門的に調べさせてこういうことがうまく機能するようなこともちょっと考えております。

<吉岡教育次長>

たくさん色々と答弁をさせてもらっているようですが申し訳ないです。文珠委員からありました、具体的な取り組みがまだ見えていない形になっていきますので、議会の方にも分局を常任委員会に先ほどの報告の中で説明させていただいたんですが、24年度予算の中で、小中一貫教育の取り組みを進めていくための予算づけを少ししたいというふうに思っています。具体的にはモデル校、中学校単位でモデル校をいくつか作らせていただきたいということで、具体的な取り組みをやっていっていただきたいということや、広報ですね。市民向けのフォーラムをしたりチラシ、広報を使つての小中一貫教育を少しできる分については、何回かくらいしかできないかも分かりませんが、そういう形で市民の

方に分かる形で示していきたいというふうに思いますので、学校の先生方はずいぶん色々
と研究に入ってってもらっているんですが、まだそこと市民の方のギャップがあると思
いますので、そこを詰めていきたいというふうに思っております。

<小松委員長>

せっかく先生方が頑張っていた部分で市民の方に理解していただいて、同じ
土俵で、同じスタンスで向かっていただくことが一番望ましいのかなと思います。その辺
りで十分考慮していただければと思います。

<小松委員長>

他にございませんか。

<森委員>

それに付け加えてなんですけれども、この図式の中でやっぱり一番引かかったのは、
京丹後市の教育プランで、縦の連携というのは、先生であったり教育委員会であったり
繋がっている縦の連携で取りやすいんだと思うんですけれども、なかなか難しいと思
うのが、横の連携だと思うんですよね。今言われたみたいに、広報で知らせていくと
かいうこともすごく大事だと思いますし、本当に地域社会との横の連携というのは、
一番大事なよんでなかなかできないと私としては思っているんで、その辺も具体的
に何かよく分かる方向で1つでも進めばいいなと思います。

<吉岡教育次長>

確かに、そこは一番課題だというふうに思っています。保護者の方については、交
流事業などをした時に参加をしていただいたり、そういうことをしながら、色々
と教員の先生方からお話を聞いていただくような機会はあると思うんですけれど
も、一般の方はなかなかそういう機会がないと思いますので、そこを詰めなが
ら検討していかないといけないというふうに思っています。それから、地域の方
が学校に入りやすい環境も作っていかねばいけないと思います。

<小松委員長>

今までは、どうしても統廃合というイメージだけでのマイナスイメージの部分
を意識的に持っておられる方もおられると思いますので、その辺り十分考慮
こういうふうにもっていくんだよということがイメージできるように、そして
またご理解をいただければと思います。そういった方との話というのは、大
変だと思いますけれども、鋭意努力をしていただけたらと思います。

<小松委員長>

他にございませんか。

<文珠委員>

今、森委員から地域の連携というテーマでご質問がありました。私もすごく
思っていたところで、質問しようかなと思ったところでございます。実際、
地域連携ということはずっ

と前から言われておりましたけれども、なかなかできていないというのが実態ではないかなと、実情というか実感ではないかなというふうに思っております。学校が地域と連携する場合、こういうことを頼めないだろうか、こういうふうにお願ひできないだろうかというようなお願ひが、今は主になっているのではないかなというふうに思います。連携ということを用いて、お互いに協力し合って、お互いに進めていって行事なり活動なりをしていくことになると思うんです。おそらく、学校の方で次年度計画を立てるときに、地域のことを考えての、ある程度分かった、いくらか分かっている行事は頭に入るんでしょうけれども、実はいろんな地域にとっても、地域から見て学校の行事、学校関係地域の動き方というのは、全然織り込まないわけではなくて、織り込んでいけるような話し合いが持てたらというのが連携に繋がっていくのではないかなというふうに思っていたりもします。たまたまですけれども、橘小学校区で、何回も区長さん、木津連合区長、浜詰区長、塩江区長さんに来ていただくことによって、実は補助金も出していただいたということに繋がりました。地区の人が参加する協議会があって、その行動がお互いに分かれば、こういう面ではお互いに協力できるなということが分かってくるのではないかなと思うんですけれども、その計画を立てるのに、学校は年度末に立てるんですよね。そういう時とても忙しい時期なので、なかなかそういった地域との連携が計画にできないのではないかなというふうにも残念には思っています。この事業のサポートにこういう手助けできないかという連携もあると思いますけれども、もっと違った意味の連携、地域の子を育み地域づくりをサポートするための次年度行動計画、授業計画も進めていっていただけたらと、そういう指導もしていったらいいのではないかなと思います。

<米田教育長>

今言われたのは大変重要な定理だと思っております。再配置を進めることによって、一番心配されるのは再配置される方の地区です。子どもがいなくなるから地域に元気がなくなるということがたくさんある。私たちは、新しい地域づくりですというような説明をしておりますけれども、新しい地域づくりの中身はどうなのかということ、具体的にどうしても学校までとなってしまうんですね。そうかといって、教育委員会から組織するわけにはいきませんので、その点を校長、特に再配置したら、再配置した学校が全部の地域を見てどのように活気付く、今言われたような組織なり行事なり話し合いを組んでいったらいいのかということのを校長先生にもお願ひしながら考えていかなければならないと思っております。それから、もう1つこれは予算の関係とか人の関係とかがあるので、頭の中の構想だけなんですけれども、それをぼやっと大綱を張るのに、教育委員会のニュースみたいなものが全地区に出せないかなということも。そして、いろんなその取り組みを紹介しながらしていくと。ただ、今うちの事務局は夜昼なしというぐらいのなかで、今これをするのは不可能だと思っております。人的に。ただ、教育に関しては不可能だと言っていないのですけれども、しかし、やがてはそういうことも市のほうに要求をして、人も配置してもらい、予算を付けてもらいながら教育委員会のこの教育の方針、各地域で動いていることを全地区に知ってもらうという活動も今言われたことの後押し、バックにはなると思っております。

<小松委員長>

ありがとうございました。他にご質問ございませんか。

それでは、続きまして社会教育指導の重点につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

この会議資料につきましては、大きな変更というのはなくて、文言の整理であったりという解釈でよろしいでしょうか。

〈安達社会教育課長〉

はい。そうです。

〈小松委員長〉

方向性の変更等は。

〈安達社会教育課長〉

ないです。平成23年度にいろんな項目等の整理、大きな変更をしておりますけれども、24年度につきましては、文言の修正くらいです。

〈小松委員長〉

ございませんか。

〈文珠委員〉

内容を拝見いたしますと、学校等の連携が大変重要だということが各随所に出ておりました、連携をしていきたいというふうに出ております。確かにそのとおりでありまして、それこそ地域と学校が連携をとるために公民館活動、社会教育活動は非常に重要だというふうに思います。それにおきまして、目次に大きな項目として、学校との連携を謳っていないのは、とても残念だなというふうに思っています。

〈安達社会教育課長〉

おっしゃるとおりで、学校との関係というのは非常に大切でありまして、いろんな社会教育と学校教育とが連携というのが非常に重要なことでございますし、確かに項目的には出ておりませんが、内容的には十分そのことを加味した内容になっていると思いますので、そのあたりでご理解いただければと思います。

〈森委員〉

すごいみみっちいことを言います。24ページの(6)の「障がいのある人の自立と」というところで、「障がい」の「がい」がひらがなになっているのは、何か意味がありますか。

〈安達社会教育課長〉

普通は、この「害」という字を書かないと直すんですけども、使わなくてもいいというところでひらがなに決まっております。

〈森委員〉

使えないという何かがあるんですか。

〈安達社会教育課長〉

はい。そう聞かせていただいております。

〈森委員〉

その理由とか何かありますか。

〈小松委員長〉

新聞等も「がい」がひらがなになっていますよね。

〈吉岡教育次長〉

福祉の今回の障害の計画もまだ漢字のままでした。

〈木本教育理事〉

石への「得」というこっち側の「碍」という字が本当は。それがその当用漢字に入っていないので、ひらがなになっているというふうに聞いたことがありますけども。この「害」のほうではないです。

〈安達社会教育課長〉

理由まではちょっと把握しておりませんので、またその辺りは調べて、

〈米田教育長〉

例えば、「しょうがいのある子ども」という表現とか「発達しょうがい」のという言葉を使ったら、その場合はどうだということを統一しないといけないですね。

〈後藤総括指導主事〉

学校教育と一緒にしていかないといけないですね。

〈小松委員長〉

統一しないといけないですね。

〈森委員〉

支援学級とかの学校でも、前は「与謝の海養護学校」とかなっていたのが、「支援学校」とか、色々変更はあると思うんで、何か差別用語と言ったらあれなんですけれども、きっと何かあるのかなと思って。

〈小松委員長〉

それでは、通しまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

それではお諮りを致します。議案第2号「平成24年度指導の重点について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第3号「平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

議案第3号について、提案説明いたします。平成19年度から全国学力・学習状況調査が実施されました。平成22年度からは全部の小中学校ではなく、文部科学省の抽出校のみの調査になりました。確かに、本市ではそれ以前の結果と比較しまして、課題を整理し、学校で重点を置いてきたことがどのように反映されたかということを見たいということもございまして、全小中学校で実施しないと意味がないというふうに判断をし、抽出対象外となった小中学校も参加してまいりました。昨年度は、東日本大震災で実施される問題用紙のみが希望校に配付という形になりました。京丹後市では、問題用紙だけもらって学校の裁量で活用しております。本年度は、小学校6年生・中学校3年生を対象に、従来の国語・算数・数学に加えて理科が加わって、各小中とも3教科になります。抽出校は表をつけておりますけれども、小学校9校、中学校7校抽出されております。調査日は、平成24年4月17日です。文科省からの資料もつけておりますので、後で目を通していただけたらと思います。本市では、抽出の対象外となりました小学校21校、中学校2校を含めて全ての小中学校が参加すること、それにつきまして、京丹後市教育委員会事務委員規則第2条第1号の規定により、教育委員会のご承認をいただきたく思います。先ほど言いましたけれども、資料等は添付しておりますし、抽出校とそうでない学校も添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上、よろしくお願ひいたします。

<小松委員長>

抽出校並びに希望利用校につきましては、シートの一番最後の一面にあります。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<米田教育長>

補足ですけれども、抽出された学校は国の費用でしていただけるんですが、そうでない所は、採点等は各学校ですることとなっております。ただ、各学校でしますと、国のほうが正式な所で採点してもらうのと、視点がちょっとでも違うと点数が変わってきますので、予算化をしていただいて、同じ所で、業者になるわけですが、採点していただくということで予算も要望を受けております。

<小松委員長>

正確ですか。

<米田教育長>

はい。

<小松委員長>

採点結果とかはどうなるんですか。

<米田教育長>

結果ちょっとよく分かりませんが、いつも、理事、結果はいつ頃くるか。

<木本教育理事>

初年度は遅かったですね。2年目からは1学期中に来ましたが、6月か7月くらいですね。

<米田教育長>

初年度はものすごい遅かった。

<木本教育理事>

遅かったですね。2学期入ってからでしたね。

<米田教育長>

夏の保護者の面談ぐらいには間に合うように。

<小松委員長>

せっかくの調査ですからね。それが有効に学校で活用されれば、他にございませんか。

<文珠委員>

市の費用を使って、全校テスト実施するということが非常に大事なことでと思いますし、賛成するわけですが、要は、調査の結果をいかに踏まえて活用していくか、活用してその効果がどう出てきたかということは、大事な所だろうというふうに思います。まだ、始まって4年、まだまだ年数としては足りないだろうと思うんですけども、ある程度、その学校においてテストによって問題点が出て、それを改善していったというような事例がありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

<後藤総括指導主事>

学力の充実に関しまして、全国学力・学習状況調査や、府のほうでも小学校の4年生・6年生・中学校2年生ですけれども、そのデータに基づきながら、各校長先生にヒアリングをさせてもらっているんです。それから、指導主事にはデータみんな出してきて、各学校の。どこどこが落ち込んでから、応用力はなく活用の部分がないからここにしようとか、それから、各学校ではデータをきちっと夏休みに研修をして、それから計年度、4年前までの、やっぱりこの計算が落ち込んでいると、そこを何でかという、幼児が多いので、どうしても計算の部分が少ないか、読み取りの方が、そうするとそこ

でどういふふうに戻して行くかということ、その期間については、学校の管理職の方を見ながらどう指導して行くかあたりの研修はしております。

〈文珠委員〉

その辺で改善が見られたということは

〈後藤総括指導主事〉

改善が見られているところもありますし。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第3号「平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第4号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これについて、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第4号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」説明をさせていただきます。改正の内容につきましては、外国語指導助手の採用にあたりまして、根拠にしております財団法人自治体国際化協会の招致外国語青年任用規則の改定に伴い、本会一部改正を行うものでございます。主な改正内容は、改正部分につきましては、学習指導要領等の改正による表記の変更、平成24年度募集要項の表現と整合性を図るとともに、報酬及び計算について、運用改善通知に基づき、変更等を行うものです。改正文についてですが、第2条第1号外国語指導助手の定義を学習指導要領等の改正による表記に改め、第4条第1項の指導助手の職務については募集要項の表現に合わせ、改めることとしております。また、第8条では指導助手の報酬について規定しておりますが、指導助手は、非常勤特別職の職員であることから、京丹後市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、規則では条例に規定する額とするとしておりまして、改正前の規則では、税等については、報酬に上乗せする扱いになっておりましたが、今回の改正ではALT本人が負担する扱いになったということとします。3枚目に条例の改正案を資料1につけさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。従前は、

月額30万円という形で一律だったんですが、今回再任用に一定のインセンティブを与えるということで財政負担の軽減、これは市のほうなんです、事務の簡素化を図るために任用年数に関係なく、先ほど申しましたように、一定月額30万円としていたものを任用初年度は月額28万円、2年目は30万円、3年目は32万5千円、4・5年目は33万円というふうに改めることとしております。なお、条例の方の附則の経過措置規定の中で改正条例の施行の際に、すでに任用されている者は従前の例になることとさせていただいておりますので、現在任用されている者については、改正後の規定は適用されません。改めて任用される方からこの規定が適用されることとなります。それでは、規則の方に戻りまして、第10条では募集要項に合わせまして、文言の整理をさせていただいております。附則では、この規則の施行日を平成24年4月1日とさせていただいております。また、条例の改正と同様に、附則で経過措置を規定し、第8条の報酬の改正規定につきましては、改正規則の施行の際、すでに任用されている者は従前のおりになることとしております。条例と同じように規定させていただいております。なお、先ほど説明しました報酬条例の一部改正を3月議会に上程することとしておりますので、今回の附則改正におきましても、この条例改正の手続きを待ってから規則の施行をさせていただきたいというふうに考えております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

<小松委員長>

議案第4号をご説明いただきました。昨年ちょうどこの問題で質問させていただいて、どういうシステムなのかなということも質問させていただいたことを覚えておりますけれども、現在この外国語指導助手は何人おられるんですか。従前の方については従前どおり、新しく任用されるというのは、分かる範囲で結構ですので教えてほしいです。

<吉岡教育次長>

6人おりまして、各町1人ずつという形になっております。具体的に、任用されている方の年数なんですけど、1年目の方が3人、2年目の方が2人、4年目の方が1人です。任用の月なんですけど、4月からということではなくて、年度当初だいたい7月から8月ぐらいに任用替えしておりますので、現在の方は6月か7月ぐらいまではそのまま引き続き任用させていただくことになっております。現在、引き続き任用希望するのかどうかということについても、本人さんに確認を取っている最中ですので、またその結果も踏まえて実際の任用は決めていきたいと思っております。

<小松委員長>

他にご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

新たに外国語スピーチコンテストへの協力という項目が追加されていますけれども、これは京丹後市のほうで何かスピーチコンテストが企画されているということでしょうか。

<吉岡教育次長>

実は、項目だけは今度こうですと新しくなっているんですが、従前のものでも第4条の第4号で外国語教材作成の補助及びスピーチコンテスト等への協力という形になっていま

して、項目だけが少し変わったということです。

ここに書いてある1, 2, 3, 4, 5, 6, 7と括弧で書いてあるものは、これはJ E Tプログラムのほうで示されている要項の中のことをそのまま記載をしておりますので、京丹後市は、特に関係なしにこういう形での採用をさせていただいております。

〈小松委員長〉

他にございませんでしょうか。

それではお諮りを致します。

議案第4号「京丹後市外国語指導助手の服務等に関する規則の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

次に、議案第5号「京丹後市公民館条例の一部改正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これにつきましても、教育次長の方から提案いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第5号「京丹後市公民館条例の一部改正について」説明をさせていただきます。一定の地域の住民のために各種の事業を実施し、地域住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するために社会教育法の規定に基づき、設置しております公民館のうち、磯地区公民館が平成20年度から運営が休止状態というふうになっておりますので、地域住民の公民館活用の参加機会の確保をするために、磯公民館を今回廃止させていただいて、浅茂川公民館への統合をするための条例改正を行うものであります。なお、統合につきましては、すでに両公民館の地元の方には協議をしておりまして、了解をいただいております。改正文の内容ですが、別表第1に公民館の名称及び位置を規定しておりますが、磯地区公民館を削るものでございます。施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日とさせていただいております。なお、これにつきましては、承認をいただきましたら3月議会のほうに上程をさせていただく予定としております。以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

〈小松委員長〉

議案第5号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

それではお諮りを致します。

議案第5号「京丹後市公民館条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

<全委員>

異議なし。

<小松委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<小松委員長>

それでは、次の議案に入らせていただきます。

議案第6号「京丹後市立図書館条例の一部改正について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

これにつきましても、教育次長の方から提案いたします。

<吉岡教育次長>

議案第6号「京丹後市立図書館条例の一部改正について」説明をさせていただきます。改正の内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、平成23年8月30日に公布、平成24年4月1日に施行予定であり、この法律の中で図書館法の一部改正が行われております。この法律改正の中で、従来、図書館法に規定しておりました図書館協議会委員の任命基準が文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。また、図書館法施行規則の一部改正する省令が平成23年12月1日公布、平成24年4月1日施行予定とされまして、その省令の改正の中で、先ほど申し上げました参酌すべき基準が示されているのに伴いまして、今回図書館条例を改正するものでございます。改正文の内容ですが、第14条第2項に協議会委員の基準を規定しておりますので、今回示されました参酌基準に基づき、条文中に「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加え、「知識経験」を「学識経験」に改めるものでございます。施行期日につきましては、法律の施行に合わせ、附則で平成24年4月1日とさせていただきます。なお、これにつきましても、承認をいただきましたら、3月議会のほうに上程させていただくこととしております。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

<小松委員長>

議案第6号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員>

図書館条例における協議会というのは、私は初めて知りまして、この協議会が何を目的もってきているんですか。それをちょっとお聞かせ願えたら、活動内容とかもよろしくお願ひいたします。

〈安達社会教育課長〉

図書館協議会委員でございますけれども、職務でございますけれども、図書館の利用に関して市民からの利用と言いますか、さらにその提供ですね。そういうあたりの図書館が市民にとってどのようにすれば利用しやすくなるか、またサービスの追及ができるかということについての図書館長の諮問に応じて意見を述べるというものでございます。

〈米田教育長〉

最初だけは活発に、回数は少ないんですけども、検討していただいて各図書館で取り組んでいる様子の交流をしたり、読書をいかにすれば量を増やせるかということもしておられて、亀岡以北の市町村で平成23年度12月末だったと思うんですけども、それまでの読書量が、千人あたりの読書量は京丹後市がトップになるほど頑張ってもらっています。一昨年はちょっとあれだったんですけども、その前もトップということで、非常にそういう意味で読書を広げるという活動について努力してもらっています。それから、読み聞かせにしても、非常にすばらしい演奏家を付けたりとか、この前も公民館を見てきました時に結構いっぱいになるぐらいいうことで、いろんなそういうノウハウも交流しながらいろんな意見を交わしたものを下の図書館のほうに活かしてもらっています。

〈文珠委員〉

これは、各図書館ごとにやっているんですか。京丹後市全体の中の協議会ですか。

〈吉岡教育次長〉

はい。京丹後市の中に1つの図書館協議会があるということです。

〈森委員〉

何年の任期ですか。

〈吉岡教育次長〉

2年です。京丹後市内に6つの図書館が、分館というか図書館があるんですけども、その館長は、今網野の図書館長が全体の館長という形になっておりますので、その館長の諮問に応じて協議会の方でいろんな意見を出していただくという形になっております。

〈小松委員長〉

他にご意見ございませんか。

それではお諮りを致します。議案第6号「京丹後市図書館条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈小松委員長〉

異議なしと認め、承認致します。

それでは、次に報告議案があります。報告第1号「京丹後市史跡整備検討委員会委員について」を議題としますので、説明をお願いします。

〈吉岡教育次長〉

報告第1号を付けさせていただいておりますが、京丹後市史跡整備検討委員会委員の中に交代がありましたので報告させていただくものでございます。全体の委員の名簿は付けさせていただいておりますが、網野連合区の区長さんが変わりましたので、地元から出てください、区長さんの交代により委員の交代をさせていただくものでございます。

〈小松委員長〉

区長充て職としての交代という考えでいいんですか。

〈吉岡教育次長〉

はい。

〈小松委員長〉

ただ今、報告議案につきまして、説明をいただきました。
ご質問等がございましたらお願いします。

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

- ① 「後援」申請に係る1月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課〉

- ① 2月行事予定について

〈社会教育課〉

- ① 第22回丹後町少年少女意見発表大会について
- ② 京丹後市公民館連絡協議会第2回研修会について
- ③ わくわく理科体験教室について
- ④ 平成23年度京丹後市スポーツ振興審議会（第3回）について

〈文化財保護課〉

- ① 第40回丹後震災記念展について
- ② 平成23年度冬季企画展示『むかしの暖房・防寒具』について
- ③ 「京丹後史博士育成講座」について

〈小松委員長〉

以上で第2回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

〈閉会 午後4時52分〉

[3月定例会 平成24年 3月 7日(水) 午後4時]